

2. 日本銀行課税問題

(1) 日本銀行課税論議

「日本銀行業務概略」

経済学者田口卯吉は、明治24年（1891年）2月14日発行の『東京經濟雑誌』に、「吾に大策あり賦を加へずして上用足らん」と題する論文を発表した。その趣旨は、日本銀行が兌換銀行券の保証発行によって得る利益は国家の付与した特権から生じたものであるから、日本銀行またはその株主の独占に帰すべきではなく、その一部は政府に納付し、歳計の不足に充当すべきであるという点にあった。この論文は世人の注目するところとなり、明治年代における日本銀行制度改革論議のうち最も華々しい展開を示した、当時のいわゆる課税論、今日の言葉でいえば納付金問題の発端⁽¹⁾となった。

田口の上記論文発表後、衆議院議員飯村丈三郎・石田貫之助等が日本銀行課税論を主張し、世間でもこれに賛同する傾向が出てきた。このため、本行は24年12月に「日本銀行業務概略」を発表し、本行組織・業務の周知化をはかって日本銀行課税論者の再考を促そうとした。その大要は以下のとおりである。⁽²⁾

本行が政府から付与された兌換銀行券発行の特権によって多額の利益を収めているのではないかと推測し、本行に対しいろいろと非難を試みる者があるが、本行の組織・業務を詳細に知ればそうした推測・疑惑も氷解しよう。確かに本行は8500万円の保証発行権を与えられているが、その反面、①2200万円の対政府無利子貸付、②国立銀行券消却高を基準とする保証発行の制限、③横浜正金銀行に対する低利の外国為替手形割引、④国庫金の低額手数料による取扱い、⑤金融政策の運営と営利性追求に対する制約、⑥正貨蓄積と兌換制度の擁護、⑦公定歩合変更の許可制など、政府および社会一般に対し有形無形・直接間接の義務・責任を負っている。このような重大な義務・責任を考慮すれば、銀行券発行特権も手厚い恩恵であると必ずしもいえない。現に、本行は国立・私立両銀行と比べて低率

の資金運用益で満足せざるをえず、創業以来の損益状況を見ても本行の配当率は市中銀行よりも低い。それにもかかわらず、税金を課して利益を削減するということは、本行をして勢い営利的行動に傾かせることになるだけでなく、本行の基礎を損なうことになり、上述のような大任を本行に託しても効果を挙げることはむずかしいであろう。

上記の本行の主張は、①銀行券保証発行による利益は言われているほど大きくはなく、中央銀行として本行が担っている義務・責任の重大性にかんがみれば、漫然と銀行券発行特権の恩恵に浴しているとはいえない、②今課税を実施すれば中央銀行として付託された職務の遂行に大きな障害となる、という2点に要約できよう。この論点はその後における本行の課税反対論の基調をなしたという意味で「日本銀行業務概略」は注目される。

政府の日本銀行課税案

田口論文の発表後間もない明治24年6月17日、大蔵省は保証発行限度額の範囲内において日本銀行に無利子で大蔵省証券を引き受けさせるという閣議案を松方正義蔵相に提出し、その決裁を得た。その理由として、日本銀行は「既に軽からざる義務を負担すと雖も、兌換銀行券条例第二条第二項に拠り日本銀行が発行しえべき兌換銀行券の金高は将来該行の利益を増加すべきが故に、今前記金高以内に於て無利子にて大蔵省証券を引受くるの義務を加ふるも、該行の負担過重なり」と云ふべからず⁽³⁾と述べられていたが、直ちに課税に走らず、大蔵省証券引受け義務を課そうとした意図は明確でない。

上記閣議案がどう処理されたか定かでないが、その後、大蔵省の大勢は課税論に傾いていった形跡がある。まず、25年6月27日、渡辺国武大蔵次官に「日本銀行カ国家ニ対スル権利及義務ヲ明ラカニスル事」と題する文書が提出されているが、この文書は、①兌換銀行券発行特権に比べて日本銀行の負う義務が少ないので、義務を増やして特権と均衡させる措置を講ずること、②日本銀行創立の趣旨に基づき適当な場所に支店・出張所を増設させることを提議しており、①に関連して本行純益金の一部を政府に納付させるべきであると述べている。⁽⁴⁾

次いで25年11月、松尾臣善主計局長が起草したとみられる「日本銀行課税法律案」が「交渉会」において決定された。この法律案に添えられた「日本銀行課税ノ要旨」を見ると、日本銀行の特権と義務とを区別して掲げた後、それらをすべて金額で表示して計算すると純益があると確信することはできないものの、明治21年以降の日本銀行損益の実績からいえば他会社に比して若干の余裕があるだけでなく、次第に利益は増進すると見込まれるので、日本銀行の益金に課税することは正当であると結論している。また課税方法としては、①資本金に課税する、②兌換銀行券発行許可額に課税する、③純益金総額に課税する、④純益金総額から株主に対する定例配当金と積立金を控除した残額の一部を納付させる、の四つが考えられるが、次の理由から④の方法が最も穩當であると述べている。すなわち、①の方法は、まだ利益を生んでいない資本金に課税することになるので日本銀行の衰退を招くおそれがある。②の方法は、金融の調節上銀行券発行量を収縮しなければならない時にも、発行許可額に課税されるため知らず知らずのうちに銀行券を増発することになりかねない。③の方法は、積立金に関する日本銀行条例の条文（第10条）に若干抵触するうえ、利益の少ない場合には配当金を切り詰めざるをえなくなるので好ましくない、⁽⁵⁾ というのである。

このように政府は課税説に傾いたとはいえ、後に見るように第9回帝国議会に至るまでは、本行と同調して課税論に反対の態度を示していた。ただしその理由は明らかでない。

川田本行総裁の演説

大蔵省の課税法案が作成された明治25年11月には、本行に対する課税はついに自由党の党議となり、改進党もこれに同調する傾向が見られた。それもあってか同月30日、川田本行総裁は京浜同盟銀行の臨時総会において下記のような演説を行っている。⁽⁶⁾

日本銀行は国家経済上の機関として実業社会の利益を意図するものであって、単に本行自体の利害に着目するものではないから、日本銀行に対する課税が国家の利益であり、議会も政府も実業社会もこれを可とするのであれば、日本銀行総

裁としてこれに従うことはいうまでもない。しかし、明治23年恐慌時の救済措置に伴う一時的な利益の増大をとらえて、日本銀行は大きな利益を得ているから課税せよというのは当を得た意見とは思われない。また、国富・商業・貿易・文化等の状態が全く異なる外国の例をひいて、わが国の中央銀行にも課税すべしという議論も疑問である。

そもそも日本銀行は、為替会社・国立銀行等の経験を踏まえたうえで、欧米中央銀行の制度を詳細に検討し、わが国の実情を十分に考慮した後に設立されたものであって、今日の日本銀行制度は軽々に組織されたものではない。設立後10年を経過したにすぎず、国家経済上の枢軸として実業社会のため本行が尽力しなければならない事業は甚だ多いのに加えて、明治30年前後には国立銀行の営業満期の期限が到来し、銀行事業は一時収縮を免れないというような時に、巨万の課税をなすというのは国家経済上憂慮すべきことである。

以上のような総裁演説後1か月もたたない12月19日、東京銀行集会所組合銀行は「日本銀行課税ニ関スル意見書」を可決し、貴衆両院議員ならびに大蔵大臣のほか、日本銀行、東京商業會議所、大阪・九州両同盟銀行に対し同意見書を提出または回付することにした。この意見書は、本行の特権と義務を比較対照した結果、課税は日本銀行の「組織上不適当なるは勿論、国家経済上より論ずるも甚だ不利益不得策」⁽⁷⁾であると結論している。このほかにも課税を非とする意見はいろいろあったが、「要するに課税の理なしといふにはあらずして、寧ろ日本銀行をして諸般の任務を負はしめ以て國家が附与せる特典に酬ひしめ」⁽⁸⁾るというものであった。その根底には、中央銀行とは何か、中央銀行として日本銀行は何をなすべきかということについて、それぞれの考えがあったといえよう。

「非日本銀行課税論」

上述のような課税反対論にもかかわらず、明治25年12月13日、第4回帝国議会において、石田貫之助・伊藤徳太郎ら4名の衆議院議員から日本銀行課税法案および日本銀行条例改正法案が提出された。その前後に本行は課税反対の趣旨で幾つかの資料を取りまとめている。作成年月が記されていないので断定できない

が、①「日本銀行ガ政府ヨリ蒙ル処ノ特典」、②「特典ニ対スル利益計算」、③本行の義務責任（表題なし）、④「兌換銀行券発行特權ニ関スル取調書」、⑤「非日本銀行課税論」はそうした資料と推測される。

前述した「日本銀行業務概略」および後述の「日本銀行特權ト任務ノ比較」から見ると、上記の①、②、③の資料は一つのものと判断できないことはない。その論旨の組立て方は「業務概略」および「特權ト任務ノ比較」と全く同一といってよく、前者から後者へと発展する本行の課税反対論の脈絡からすれば両者を結ぶ中間資料といえよう。④と⑤の資料もその基本的な思想や議論の運び方は「業務概略」と軌を一にしており、その大部分は「特權ト任務ノ比較」に盛り込まれているが、内部資料であったためかその語氣は鋭く、課税論に強く反発する気持ちが行間にうかがえて興味深い。

これらの本行作成資料のうち注目されるのは「非日本銀行課税論」であろう。この資料は2万字余に及ぶかなり長いものであるが、①既往の計数だけでなく、先行き6年間（明治26年～31年）の損益予想を計算して、銀行券発行特權に基づく本行の利益が過大であるかどうか判断の基礎を提供している、②課税論の非なることを唱えるだけでなく、積極的に「日本銀行の特權は相応に大ならざるべからざる所以」を主張している、点に他の資料に見られない特色があり、②の積極的主張は、本行が何をもって中央銀行の責務と考え、その責任をより十分に遂行するために今後何をしようとしていたかを示していたことは見逃せない。その点について「⁽⁹⁾非日本銀行課税論」は大要以下のように記している。

財政の乱脈・貿易の赤字・金融逼迫・金利高騰等は世の憂えるところであるが、日本銀行にとっては利益増大の要因となる。これに対し財政の整理・貿易の黒字・金融緩慢・金利低落等は、世人は喜ぶが日本銀行の利益減少をもたらす。しかし、日本銀行は「前者を防ぐに孜々として後者を進むるに汲々たらざるべからず、是私を滅して而して公に殉ずる所以」であるが、「之に酬ひて而して優ならざるは蓋國家の此の任を託する所以にあらざる」ものと考える。

一方、本行業務は創業以来その整備が進み今日の段階にまで到達したものの、中央銀行としての本分を全うするには今後なお努力すべきことが多い。第1に支

店・出張所の整備である。中央銀行は全国金融の心臓に当たり、全国各地くまなく取引の気脈を通じ、一地方といえども金融疎通の便に欠けることのないようにすることをその主要目的としなければならない。その趣旨で本行は大阪支店と和歌山出張所を置き、各地の市中銀行と取引しているが、各地の金融を十分に円滑にし、公定歩合を標準として地方金利を低下させていくという点では決して完全とはいえない。そのためには各地に支店・出張所を設けて地方の銀行と直接取引を行わなければならないが、支店・出張所増設の本行収益に及ぼす影響を考えると、にわかにこれを設置することはできない。

第2は信用取引・手形流通の促進である。商業の発達には信用取引を円滑にし、手形の流通を順便にすることが必要である。本行は常にこの方針をもって努めてきた。手形取引もようやく発達しやや面目を改めてきたが、その流通区域は東京・大阪等大都市にとどまるものが多く、広く各地間にわたるものはなお少ない。したがって今後ますますこの面に力を注ぐことになれば、本行はその利益をなげうち、リスク増大の危険を冒さなければならぬような時も生じようが、それに耐えられるだけの強固な経営基盤=利益の蓄積がなければそれも不可能であろう。

第3は外国為替・貿易金融取扱い銀行の拡充である。現在、わが国で対外業務を営む銀行の多くは外国銀行であって、わが国の銀行としては横浜正金銀行があるのみである。外国貿易の規模が年々拡大していることを考えると、外国為替・貿易金融取扱い銀行の拡充をはからなければ、海運・植民事業の発展を望めないだけでなく、為替取引上の利益も外国銀行に取られてしまい、国富増進の大きな障害となるであろう。本行としてはその拡充を支援しようと考えているが、強固な経営基盤がなければそれも不十分なものに終わることになる。

第4は国立銀行制度消滅後の金融の調節である。現在の国立銀行は明治30年前後に営業満期となり、普通銀行に転換するか解散することになるが、その結果どういう事態になるかは予想しにくい。金融市場に波乱が生じ、一方では資金があふれ他方では資金が欠乏するといった変調を來した時、その調節をはかるのは本行の責任である。本行にも期するところがあるが、不慮の変事に遭遇しても十分

に対処していくためには大きな活力を備えておかなければならない。

要するに「非日本銀行課税論」の言わんとするところは、中央銀行として国家経済のためなすべきことがなお多いにもかかわらず、課税されて利益の幾分でも吸収されても、中央銀行としての責務の遂行に支障をもたらすということであった。単なる特権・義務差引き勘定論を脱していた点は評価すべきであろう。

帝国議会における法案審議

先に述べた明治25年12月の第4回帝国議会で議員から提出された日本銀行課税法案は、本行純益金から年6%の配当金と積立金、役員賞与金および交際費を控除した残額の半分を政府に納税させるというものであった。また、同時に提出された日本銀行条例改正法案は、本行積立金の額を純益金から配当金を差し引いた残額の10%以上30%以下に制限し、課税逃れを防ぐことを目的としていた。

上記課税法案を提出した理由は、特権による本行の利益が大きいので、租税負担の公平をはかるため課税するのが適当であるという点にあった。これに対し、衆議院における審議の過程で、日本銀行の特権による利益が多いとすれば、国家のためには、課税するよりも、日本銀行に支店を設置させるとか、一層業務を拡張せるとかして、全国の実業社会の利便をはかるほうが適当であるという反対意見が出された。政府委員も、当面は日本銀行にその義務を十分に果たさせることが先決であって、課税のことは時期が来てから実施しても遅くないと述べ反対した。

結局、課税法案も条例改正法案も特別委員会に付託されたが、予算問題にからむ紛糾からこの2法案は審議未了に終わった。このため、課税論を唱える議員は明治26年11月28日から開かれた第5回帝国議会に法案を再度提出しようとしたものの、同議会は12月30日に解散されたため法案提出は実現しなかった。また、27年5月15日開会の第6回帝国議会も日清事件のため6月2日に解散され、同年10月18日開会の第7回帝国議会は1週間の戦時臨時議会であったため法案提出の機会がなかった。ようやく同年12月14日に開かれた第8回帝国議会において、石田貫之助・田口卯吉ら5名の衆議院議員から課税法案と日本銀行条例改正法案が提

出されるに至った。

第8回帝国議会に提出された課税法案は、純益金から払込済資本金の年6%に相当する金額と積立金・前期繰越金を控除した残額の半分を政府に納付せることに改められていたが、提案理由ならびに政府の反対意見は、第4回帝国議会におけるそれに特に付け加えるべきものはなかった。今回も特別委員会に付託され、同委員会では両法案とも否決された。しかし、衆議院本会議では、田口卯吉議員が展開した課税賛成論の影響もあり、政府委員の懸命の阻止にもかかわらず特別委員会の決定は覆り、28年2月18日に両法案は可決され、即日、貴族院に回付された。貴族院においてもこれら法案は特別委員会に付託された。課税を是とする意見もみられたが、特別委員会では両法案とも全会一致で否決され、本会議においても特別委員会の報告どおり簡単に否決されてしまい、日本銀行課税法案はまたまた不成立に終わった。

「日本銀行特権ト任務ノ比較」

第8回帝国議会における日本銀行課税法案の審議に対処して、明治28年2月、本行もまた「日本銀行特権ト任務ノ比較」と題する抗弁書を起草し、関係方面に配布した。その要点は、「日本銀行課税に付種々議論ありと雖、要するに其の当否は唯々兌換券発行の特権に依て得る所の実益と政府及社会に対して負担する所の責務とを比較して、其の輕重を酌量し結局其の衡平を得るに帰するのみ」であると考えられるが、特権による利益と負担する義務とを比較してみると日本銀行は既に重大な任務を負っており、「此の任務は即ち特権に酬いる所以にして畢竟發行税を納むると其の帰を一にし、只直接間接の別あるのみ」であるにもかかわらず、課税によってさらに重い負担を課せられことになれば、金利の引上げや手数料の徴収などを行わざるをえず、「国家経済上の紛乱を釀し、得失相償はざるの結果」となるおそれがあるので、「識者の熟慮」⁽¹⁰⁾を請うということにあった。

若干その内容に立ち入ってみれば、8500万円の兌換銀行券保証発行の特権に対して、本行が政府・社会のために負担している任務として、金庫事務、公債事務、紙幣交換事務、国立銀行券消却事務、大蔵省供託有価証券の保管・出納、大蔵省

預金の受払い・運用、国庫金の各地に対する配布、貨幣払渡証書の低利割引を擧げるとともに、公定歩合は常に市中金利より3%内外低位に定めていること、公定歩合の変更は大蔵大臣の認可を要すること、その他自行の利益を顧みず国家のために尽力しなければならないことを指摘したほか、日清戦争下、国家に対して本行の担う任務は一層重きを加えたことにも触れていた。

そして次のように結論する。以上のように日本銀行は既に重大な任務を担っており、直接か間接かの違いはあっても発行税を納めているのと異なるところはない。その事実を確かめることなく、外見上利益・配当が多いとか、銀行券発行税を政府に納めるべきであるとかいう単純な理由で、にわかに課税して一層大きな負担を負わせるようなことがあれば、「勢貸上金よりは相当の利子を得、従来損失を受けたる各種事務の取扱に就ても亦相当の報酬を得る等、結局損益相償すべきの処置を受けざるべからざるに至る」であろう。そうなれば「納むべきものは之を納め取るべきものは之を取り、其の限界判明と為り一般世人にも了解し易くして種々の疑惑を生ずることなく」、本行にとっても「大に業務の為し易きに至る」が、「元来日本銀行の成立たる斯の如きの旨趣に出づるにあらず、全く財政金融の機関として経済整理の任務を負担せしむるに在りて、現に今日まで嘗めし来る所一に其の方針に従ひしものなれば、斯く一朝激変を生ずるときは忽ち国家経済上の紛乱を釀すことになろう。

以上のような「日本銀行特権ト任務ノ比較」は、24年12月作成の「日本銀行業務概略」の論旨を拡充したものといえるが、単に課税論の当否に関する議論にとどまることなく、創立後における本行の政策・業務の運営は果たして創立目的に合致していたかどうかも検討していたことを見落としてはなるまい。

ちなみに、次に述べるように第9回帝国議会においても日本銀行課税法案が審議されることになったのに伴い、明治29年3月、本行は改めて「日本銀行特権ト任務ノ比較」を作成・配布した。28年2月作成のものと基本線は全く変わらず、計数が新しいものに改められ、説明がやや精密になったほかは大きな変化はなかった。

第9回帝国議会における審議

既に述べたように、日本銀行課税法案は第4回と第8回の帝国議会において審議されたものの不成立に終わったが、課税論は年を追うごとに力を増し、当初反対を唱えていた者も絶対反対論から時期尚早論へ、さらに進んでは、兌換銀行券保証発行高に対して課税するのであれば差し支えないと主張する者もみられるようになつた。この傾向がはっきりどうかがわれたのは明治29年の第9回帝国議会においてであった。

第9回帝国議会は明治28年12月28日に開会されたが、翌29年3月4日、課税論者の石田貫之助・田口卯吉ら4名の衆議院議員は三度「日本銀行課税法案」および「日本銀行条例中改正法律案」を提出した。今回提出された課税法案も前2回と特に異なるところはなかったが、前回法案では積立金・前期繰越金のほか純益金から差し引くものは払込済資本金の年6%に相当する金額としていたのを、今回は年5%相当額と厳しくした点が相違していた。また、石田議員らの課税法案と同時に、第8回帝国議会で純益金に対する課税方式に反対していた阿部興人・河北勘七ら4議員も、毎月の保証発行高平均金額に対して年0.7%の税金を課するという「日本銀行課税法案」を議会に提出した。

29年3月18日の衆議院本会議において、まず石田議員らの提出にかかる純益金課税方式を採る法案の第1読会が開かれた。提案者の石田議員は、この法案は既に第8回帝国議会で衆議院の可決したものであるから、改めてその提案理由を説明する必要はあるまいとした後、先ごろ日本銀行が配布した「日本銀行特権ト任務ノ比較」と題する抗弁書は、課税されようとしている者の言であるから信用できないと述べた。これに対し次の反対論が出された。日本銀行が兌換銀行券発行特権により相当の利益を得ているから課税せよというのには至当であるが、政府が日本銀行に対し国家の任務を命じたならばその費用を償わねばならないことも道理である。そうであるならば、特権と費用とが均衡している場合にはさらに課税する必要はないと考える。日本銀行は名誉も信用もある一大銀行であるから、その名において配布した資料は信用してよいと思う。仮に課税の余地があるとしても、むしろ中央銀行としての任務の遂行に大いに努力させ、これを支援奨励した

ほうが得策である、という主張であった。

結局、日本銀行課税問題は極めて重要であるので、これと関連する日本銀行条例中改正法案ならびに阿部議員ら提出の課税法案も併せて、3法案を特別委員会に付託することに決し、3月24日と26日に特別委員会が開かれた。24日の委員会では、田口卯吉委員から石田議員らの純益金課税方式の法案に関する提案理由が説明された。その内容は従来からいわれてきたところと変わる点はなかったが、田口委員は保証発行高課税方式の法案にも触れ、保証発行による利益であるから保証発行高に対して課税すればよいという単純なものではなく、この方式は日本銀行株主に対しては酷になると反対した。

一方、政府委員の松尾臣善主計局長は次のように発言した。「特権に依つて生じた利益は政府で収め、其代り政府で命じたものに向つて費用を出す、斯う往かなければならぬ」と考えるが、「取るものは取る、やるものはやる」ということになると、「他に日本銀行が義務を負う余地がないようになる」。日本銀行に何か仕事をさせようということもむずかしくなる。日本銀行は「自分の気に入つたら承知するかも知れぬが、入らぬときには、それは嫌ひでございますと云ふことは言へる」、「唯銭金の取換をするやうになりましては、無形的の義務を責むることは余程難しいことになる」と述べた。⁽¹¹⁾

このような趣旨の政府委員発言は、後述の第13回帝国議会における法案審議の過程でも見られるが、そのころ川田小一郎総裁、岩崎弥之助総裁など「日本銀行の総裁の少し力の強い人が居つて、大蔵大臣の弱い人が出ますると云ふと、日本銀行は大蔵省が命令しても、少しも肯きやあしないことが、度々ある」といわれていたことなども併せ考えると、前記の発言は当時の政府と中央銀行の関係に対する政府の考え方を示唆するものとして興味深い。⁽¹²⁾

3月26日の特別委員会では、阿部興人委員から発行高課税方式の法案提出理由が説明された。国立銀行についてはその銀行券発行高に対し0.7%の税を課しているが、そのために金利に大きな影響があったとは認められない。日本銀行に兌換銀行券の発行権を与えているのと、国立銀行が銀行券を発行しているのとではその根底を異にしているとはいえ、大きな違いはないといってよい。そうであれ

ば、日本銀行にも 0.7 % の税を課し国立銀行と均衡させても不当なことではあるまい、というのがその趣旨であった。これに対し松尾政府委員は、国立銀行は国家に無形の義務を少しも負っていないので、日本銀行も国立銀行と同様にすると、日本銀行創立の精神は一変して国立銀行と同じようになってしまい、国家的機能を果たさせる余地が乏しくなると述べた。

しかし、特別委員会は議会の会期満了（29年 3月 29日）のため審議未了となり、上述の法案はいずれも不成立に終わったが、次の 2 点は注目を要しよう。第 1 は、本行の特権に対しなんらかの代償を負担させるべきであるという点では意見が一致していたことである。その具体的方法として利益に課税しようとする者と、保証発行高に対し課税しようとする者とに分かれたわけであるが、これは後年における納付金制度と発行税制度の選択問題の最初の発現といえよう。第 2 は、従来課税論に反対していた政府も口を閉じるに至ったため、日本銀行課税論は大いに勢力を有するようになり、本行に対する課税は遅かれ早かれ免れ難い情勢となったことである。

- (1) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、昭和37年、200ページ。
- (2) 日本銀行保有資料。
- (3) 日本銀行保有資料『日本銀行ニ関スル閣議其他写』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (4) 同上。
- (5) 同上。
- (6) 日本銀行保有資料。
- (7) 『銀行通信録』第85号（明治25年12月28日）16～23ページを参照。なお引用は原文の片仮名を平仮名に改めた。
- (8) 上掲誌第158号（明治32年1月15日）「日本銀行課税」2ページ。
- (9) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (10) 同上。
- (11) 明治29年3月24日の衆議院特別委員会における松尾臣善政府委員の発言（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第14巻、大蔵省印刷局、昭和35年、所収）546～547ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (12) 明治32年2月17日の衆議院本会議における大岡育造議員の発言（上掲『日本金融史資料』明治大正編第14巻所収）652ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(2) 日本銀行納税法の制定

保証発行限度拡張問題

明治23年（1890年）5月の兌換銀行券条例改正による保証発行限度の7000万円から8500万円への引上げ後、明治26年までは金融緩慢のためその再拡張に関する議論はみられなかった。しかし、27年6月、清国との開戦は不可避と思われるに至るや、大阪において保証発行限度再拡張の議が起こった。また、日清戦後にも制限外発行の続出から保証発行限度拡張論が唱えられるようになったが、明治30年下期に至りそれが一段と激しくなった。

後に述べるように明治30年下期の金融逼迫時に本行は制限外発行を行って資金需要に応じたものの、金融引締め方針を堅持した。このため同年11月、またもや大阪において保証発行限度拡張の議が起り、12月2日、大阪商工協会は経済社会の困難打開策の一つとして「日本銀行をして保証準備兌換券発行制限額を拡張せしむる事」を決議した。⁽¹⁾一方、東京でもしきりに拡張を望む者があり、12月4日、松方正義首相兼蔵相は東京商工相談会委員に対し、「平常制限外の必要なるは以て現今兌換券銀行条例上の八千五百万円の制限の低きに失する明証たり、況や、外国為替事業には低利の資金を要すること非常に多きものあり、仍て兌換銀行券条例に改正を加ふるの必要あるに似たり」と述べ、兌換銀行券条例改正法案（保証発行限度の引上げ）⁽²⁾の議会提出を示唆した。

しかし、30年12月24日に開かれた第11回帝国議会は、翌25日に内閣不信任案の提出と同時に解散となり、松方内閣は崩壊してしまった。その後を継いだ第3次伊藤内閣も半年足らずで倒れ、第1次大隈（憲政党）内閣が成立し、その蔵相となった松田正久は保証発行限度を引き上げると同時に、日本銀行課税を行おうとしたが、文相後任問題を契機とする憲政党の分裂から大隈内閣も4か月で総辞職を余儀なくされた。

もっとも、大隈内閣総辞職の日をはさんで明治31年10月20日から11月4日まで開かれた農商工高等会議では、「金融を円滑にし利子を低廉ならしむるの方策に付建議案」が提出され、その提案者は保証発行限度を現行の8500万円から1億

2000万円に拡張すべきであると主張した。この建議案は高等会議特別委員会で多数をもって可決され、本会議では討議されなかつたにもかかわらず世間の注意を引いた。⁽³⁾しかし、農商工高等会議の保証発行限度拡張問題審査特別委員の一人で、限度拡張に反対であった豊川良平（東京銀行集会所会員）は、高等会議終了後の11月15日の東京銀行集会所組合銀行総会に、「兌換保証準備無税発行額制限 拡張の件に其利害を審究する為め当組合銀行に於て特別委員を選定し之か調査を附託する」旨の建議案を提出し、保証発行限度の拡張に慎重な態度を示した。この建議案は満場一致で可決され、⁽⁴⁾特別委員会は11月22日に開かれたが、保証発行限度の拡張に対する各委員の意見が区々で一致した結論は得られなかつた。ただし、11名の委員中9名は一応拡張に賛成していたことは注目される。⁽⁵⁾

東京銀行集会所組合銀行の意見はまとまらなかつたが、保証発行限度の拡張は「今や我国経済社会的一大問題となり」⁽⁶⁾、31年12月3日、東京商業會議所はこの問題を委員会に付託し、同日、大阪商業會議所は首相・蔵相・農商務相・本行総裁に対する「日本銀行保証準備兌換券発行額制限の拡張に関する意見開申書」⁽⁷⁾（8500万円から1億2000万円へ引上げ）を決議した。この意見開申書のいうように、「内地農商工業の発達、外国貿易の増進を始めとし、貨幣改革に由れる通貨購買力減少、人口の増加、物価の騰貴、生活程度の上進、交通機関の通達、辺境地方の開発等の百般の事情互に因となり果となりて通貨の需要を増加し、到底八千五百万円の制限にては会社の必要に応ずる能はざるに至」^(ママ)ったため、というのが当時の方々の拡張賛成論の根拠となっていたと思われる。

保証発行限度をしばしば改訂することや物価の上昇を限度引上げの理由の一つにすることなどは、銀本位制度あるいは金本位制度のもとにおける発券制度の基本にかかる問題であったが、明治23年に保証発行限度が拡張された場合と同様、このような基本問題についての詰めた論議はあまり展開されないままに推移した。そして保証発行限度の引上げは「多数の歓迎する所なるが如く」⁽⁸⁾、第1次大隈内閣に続く第2次山県内閣（明治31年11月8日成立）の蔵相はかつて保証発行限度の拡張を示唆した松方正義であったので、その実現は時間の問題と見られた。また、それが実現すれば、本行の兌換銀行券発行特権による利益も増大する

とみられたため、衆議院議員提出の日本銀行課税法案にそれまで反対の態度を示してきた政府も反対の理由が無くなったとし、兌換銀行券条例改正法案とともに課税法案も政府自ら議会に提出するであろう、と予想されるに至った。

政府の法案提出

一説によれば、⁽⁹⁾ 大蔵省は明治31年9月29日に日本銀行に対する課税方法を納付金方式とすることに省議を取りまとめ、松方蔵相にその法案を提出したといわれているが、大蔵省案が納付金制度を採用したのは、当時の大蔵省主計局長阪谷芳郎が執筆したとされている「日本銀行課税法得失比較」⁽¹⁰⁾に基づくところが大きいと思われる。この課税法得失比較はまず銀行券発行高に対する課税=発行税の利害を論じている。それによると、

- イ、発行税は銀行券発行高に課税するものであって日本銀行に対する課税とはいえない。
- ロ、兌換券の発行高には正貨準備発行と保証発行があり、さらに後者には無利子の対政府貸付分や元国立銀行貸付分、あるいは低利の外国為替手形割引分が含まれているので、発行高に対し一定の税率を課すのは穏やかでない。
- ハ、発行税率が高過ぎると日本銀行の営業を妨げ金融調節を乱すおそれがあり、低過ぎれば特権に対し均衡を失するおそれがある。特権と納税とを均衡させることはとても望みえない。
- ニ、発行税の方法は、政府にとってほぼ一定の収入が得られるという便があるが、日本銀行はその営業収入中より税金を先取りされることになるので、商工業に対する資金運用上その負担を転嫁せざるをえない結果となり、発行税のために金融自然の調理が妨害されることになる。
- ホ、発行税がいったん実施されると、財政上の都合によって税率を引き上げる道が開け、商工業に対する金融のための銀行券発行もほとんど政治上の財源に利用される原因となる。
- ヘ、農商工高等会議の委員は保証発行による利益が政治上の財源に利用されることを懸念して無税を主張し、日本銀行に支店・出張所の増設、商業手形割引の

奨励、補助貨の流通円滑化などに努めさせることを望んでいる。

ト、現行兌換銀行券条例は制限外発行に対してのみ年5%以上の課税を行い、保証発行限度内は無税とすることによって、日本銀行の金融調節を自在にする一方、過度の発行を抑制しようというものであるが、保証発行限度内でも課税するという発行税は日本銀行創立の根本精神に抵触し、中央銀行たる本然の性質に反するものである。

一方、納付金制度の利害については次のように論じている。

イ、納付金は、日本銀行株主総会の決議した損益勘定に基づき世間一般の配当をした後なお利益の残余がある場合に、政府の付与した特権に対する義務として納付させようとするものであって、発行税の不便不利な点を避けたものである。

ロ、納付金の算出は株主総会の決議に基づくので、日本銀行の業務に干渉する道を開くというようなことはない。

ハ、納付金は日本銀行の営業収入から先取りするものではないから、日本銀行の業務運営を妨げることはない。

ニ、納付金は株主に対し世間一般の配当をなした後で徴収するものであるから、発行税のように株主の利益を害することはない。

ホ、納付金は日本銀行の利益に応じて増減するので、常に特権と義務を均衡させることができる。

ヘ、納付金は農商工高等會議委員が望んでいる事項を日本銀行に実施させるうえで少しも妨げとならない。

ト、政府の収入としては納付金は変動を免れないが、それは金融整理自然の順流を乱さないことを示すものである。

チ、納付金は日本銀行の理事者に不勉強の念を誘起させ、また株主に配当を多くし積立金を少なくするという考え方を招来するおそれがあると説く者があるが、それは国家的機関である日本銀行の性格を理解しない説であって実際にはありえない。

以上の課税得失比較はその結論を待つまでもなく納付金制度を可としていたこ

とは明らかであった。31年12月3日に第13回帝国議会が開かれるや、同月13日、政府は保証発行限度を1億2000万円に引き上げる「兌換銀行券条例中改正法律案」と、本行純益金から払込済資本金の年6%相当額および法定積立金の最少額を控除した残額の3分の1を政府に納付させる「日本銀行納付金ニ関スル法律案」を議会に提出した。政府が本行に対する課税に踏み切ったのは、それまでは兌換銀行券保証発行による本行の利益と特権に対する義務とがほぼ照応しあまり余裕がなかったが、今回保証発行限度を引き上げれば本行の利益も増大するので、納付金制度により課税しても差し支えあるまいと考えたからであった。この点は法案審議の過程で松尾臣善理財局長も明言しているが、⁽¹¹⁾ 納付金に関する法律案に付せられた説明のなかで次のようにも記されていたことは見落とせない。⁽¹²⁾

固より日本銀行の公称資本金は、他の営利的銀行と等しく其株主の出資より成れりと雖も、国家も亦其公益上の目的に本づき、日本銀行に対して兌換銀行券発行の特権を附与せるが故に、日本銀行は其株主の出資に係る資本金と、此特権とを運用し、以て其業務を遂行するの結果其利益を収むるものなり。即ち一億二千万円の保証準備兌換券発行の特権は、一億二千万円の出資に異らずして、仮令政府が特に用途を指定せる金額を除くも、尚ほ政府は日本銀行株金の総額に幾倍せるの出資を為せるものと言はずべからず。従て国家も亦日本銀行の利益配当に与るべきものとすれば、其配当は利益の大小に従ひて決定せられざるべからず。

本行創立の過程において、銀行券発行特権の付与を政府による特別の保護とみなす議論があったことは既述のとおりであるが、「兌換銀行券の特典あるが為めに政府との合資ぢやと云ふのは全く是は半官業とするの謬りである」という批判を免れなかった。

納付金制度に対する本行の反対意見

政府の上述法案の議会提出に先立ち、本行は「多年課税説に反対せる所以」は「本行が不当に利益を得んが為めに非ず、全く此上義務を負担すべき余地なかりしに因る」が、「今次の如く保証発行額を増加せらるるに於ては相当の課税あるも固より否む所に非ずと雖も、而かも其課税方法の如何に至ては利害の別るる所

甚だ大なるものあるを以て、審に其得失を攻究し当路の注意を促⁽¹⁴⁾した。その「意見書草稿」によると、本行の主張は新たに認められる保証発行限度拡張額3500万円中実際の発行高に対し年4%の率で課税するというものであった。その論旨は以下のとおりである。

本行は従来の保証発行限度額8500万円の特権に対して種々の義務を負担しており、その負担に伴う損失高と特権による利益とはほぼ均衡しているので、現行保証発行限度の下では課税の余地はない。しかし、保証発行限度拡張の必要性に際して政府はこの特権を増大すると同時に、それにより本行の利益が増加することを理由として課税するということのようである。本行もそれは至当の措置と考えるが、その課税方法いかんによっては得失の分かれるところが大きい。

まず、本行純益金から株主に対する年6%の定例配当金相当額と法定積立金の最低額を控除した残額の3分の1を政府に納付すべしとする説がある。これはドイツ・オランダ・ベルギー等で行われている方法をまねたものであって根拠のないものではないが、わが国でもこれを採用しなければならない理由がないだけでなく、弊害も少なくないと考える。なぜならば、既得の特権8500万円については前述のように納税の余地はないが、この納付金の方法によると、新たに拡張される保証発行限度額3500万円の発行を行うと否とにかかわらず、常に相当の税額を賦課されることになるからである。この点よりもさらに問題なのは、この方法は中央銀行たるの本質を損なうおそれが大きいことである。純益の幾分かを納付させるということになれば、本行利益の多寡いかんは歳計予算に關係してくるので、政府も勢いこれを厳密に監督することになり、したがって常に官吏を派遣して本行の営業方法を視察させることになるであろう。そうなれば、本行の業務は金融市場との親密な関係を次第に失い、遂には商業とほとんど異なるところがなくなるって、一般金融社会に取引の不便を感じさせ、ひいては融通の円滑を欠くに至ることは免れない。もし外国に範をとるべきであるとすれば、イギリンド銀行とフランス銀行にならうべきである。両行とも利益に課税されることはないのは、そうした方法は中央銀行業務の発展に障害となることを示すものである。

第2の課税方法論として、保証発行限度1億2000万円のうち平均発行高に対し

年1%の割合で課税すべきであるという説がある。この発行税という考え方はイングランド銀行・フランス銀行等で行われているものであって、その道理は極めて明白で各種の課税法中最も公平であるといえる。したがって、従来から負担している義務がなければ本行としてもこの方法に反対するものではないが、既に十分の義務を負担しているので、新たに拡張された分だけでなく保証発行制限額全体にまで課税することには賛同するわけにはいかない。

本行に対する課税方法の当否を判断する場合に注意すべきことの第1は、課税の結果、兌換銀行券の伸縮力が減殺されることがないかどうかである。今日、保証発行限度の引上げは一般的の是認するところであり、本行もその時機であると思うが、外国貿易が順調で正貨準備が増大すれば保証発行高はおのずと減少することを見落としてはならない。また、政府は従来6000万円以上の発行高を保ってきた1円兌換銀行券を漸次引き揚げて、補助銀貨をもってこれに代えるという方針であるが、補助銀貨で代替される金額は保証発行限度を拡張したのと同じであるので、3500万円と6000万円の計9500万円の限度引上げを行うのと同様の結果になる。経験からいってこの巨額の限度拡張額全部を発行することではなく、多額の発行余裕を残すこともあると思うが、その場合、本行は保証発行限度引上げによる利益を受けることがないだけでなく、従来負担してきた義務に加えて課税されることになるので勢い他に利益を求めざるをえず、したがって人為的に兌換銀行券の増発をはかることになりかねない。そうなれば、兌換銀行券の伸縮力は人為によって左右され、兌換制度の妙用を損なうことになる。

上述した諸点にかんがみ、本行は「今般拡張せらるべき保証発行制限額即三千万円中実際の発行高に対して年四分の割を以て課税せらるべきの一策」を主張する。この課税方法を取れば、従来の保証発行限度8500万円に対する義務は引き続き特権と均衡を保ち、新たに付加される保証発行高に対してはその利益の大部分を政府に納めることになるので、本行株主にとっては従来と比べて別に損益はなく、政府にとっては新たに相当の税源を得ることになり、その利害得失は明白である。それのみならず、拡張された保証発行制限額内の銀行券の発行・還収は本行の利害に関係がないので、兌換銀行券の伸縮力も損なわれることはない。

課税率を現行の制限外発行税率より1%低い年4%としたのは、一つには、今回拡張される保証発行高の幾分かは外国為替手形の低利割引に運用しなければならないからである。

以上が本行の主張であったが、従来の保証発行限度8500万円については特権と義務とが均衡しており、課税の余地はないとの立場をとってきた本行としては、新たに拡張される保証発行限度3500万円に関しては、均衡論からいえば課税に反対する理由に乏しいので、この3500万円中実際の発行高についてのみ課税すべしとしたのであろう。しかし、本行が納付金に反対し発行税方式に固執したのは「日本銀行の損得の問題ではない、金融政策に対する政府の不当な干渉を防ごう」としたためにほかならない。⁽¹⁵⁾政府の干渉に対する懸念はひとり本行のみのものではなかった。当時、第百銀行の池田謙三も、「若し斯る方法を以て納付金を命することとなるんか、政府は勢ひ日本銀行業務の内部に迄も干渉を為し、命令すべからざるの点に迄命令を試むるに至らん。然らずんば予期の納付金を国庫に納付せしむること能はざるべく、延て経済社会に及ぼす禍害測知すべからざるものあるに至らん」と述べている。⁽¹⁶⁾しかし政府がこのような本行の意見に耳を傾けなかつたことは議会に提出された法案を見ても明らかであろう。

第13回帝国議会における審議

政府提出の前記2法案の衆議院における審議は明治31年12月16日から開始された。まず「兌換銀行券条例中改正法律案」が取り上げられたが、第1読会で直ちに特別委員会付託となった。続く「日本銀行納付金ニ関スル法律案」の第1読会では、税率を3分の1とした理由、納付金の性格、日本銀行に対する営業税賦課の有無について議員の質問があり、これに対して政府委員の簡単な答弁があった後、納付金法案も兌換銀行券条例中改正法案と同一の特別委員会に付託することに決した。

特別委員会は12月22日と23日の2日間開かれ、22日の委員会では、さしたる質疑もなく政府提出の「兌換銀行券条例中改正法律案」(保証発行限度を8500万円から1億2000万円へ引上げ)を挙手多数で可決した。翌23日の委員会では、まず

委員長より政府委員に対し「日本銀行納付金ニ関スル法律案」提出理由について質問がなされ、松尾臣善理財局長から、日本銀行の「営業の目的とする所は我国の金融を疏通し資本の欠乏を補助し一般金利を調理するに在り、而して経済の調和発達財政の安固を謀るを目的とす、日本銀行は此目的を達すると同時に其の株金及発行兌換券より利益を収むるものなるが故に、其の資本の一部を給したる國家も亦利益の割賦を受くるは当然」である旨の答弁があつた後、阿部興人議員の動議によって協議会に入り、保証発行高に対し1%の課税を行うという阿部議員の修正案が可決された。

12月24日の衆議院本会議における特別委員会委員長の報告によると、①政府提案の納付金方式よりも発行税方式のほうがよいこと、②発行税方式について政府委員の意見を聞くとあながち反対でないこと、の2点から兌換銀行券の毎月平均保証発行高に対し課税する方式を取ったということであった。特別委員会の修正決議の理由が今一つはっきりしないが、伝記『山本達雄』の説くように、⁽¹⁷⁾山本総裁の働きかけで憲政本党（旧進歩党）が発行税方式に傾き、政府が納付金方式に固執していると廃案になりかねないので、大蔵省で準備していた「兌換銀行券発行税法案」を特別委員会協議会に呈示し妥協したとも解されよう。

12月24日の本会議では、特別委員会委員長の報告に統いて「兌換銀行券条例中改正法律案」の第1読会に入ったが、なんらの質疑応答もなく第2読会に移り、同読会を省略して「改正法律案」を可決確定した。次いで、「日本銀行納付金ニ関スル法律案」の第1読会でも直ちに第2読会を開くことになったが、次の修正案が提議された。すなわち、特別委員会の可決した修正案（発行税方式）を探るが、①課税率1%では政府の納付金案と比べて日本銀行からの徴収額が低きに失るので1.5%に改める、②法律の条文を若干丁寧にするため「本法納税ノ義務ハ日本銀行カ既ニ負担シ及将来ニ於テ負担スヘキ他ノ義務ト関係ナキモノトス」という項を加える、というものであった。

この修正提議に対し、①銀行券発行特権の付与は政府の日本銀行に対する出資であって、利益配分を受けるのは当然という政府の言い分はいわれがない、②発行税は税金の先取りであるから金融の疎通を阻害するというが、発行税も納付金

も納入時期は同じである、仮に先取りであったとしても、保証発行限度額に比べれば税額はきわめて小さく金融の疎通を妨げるとは考えられない、③1%の課税率でも徴収額は政府の納付金案よりも多くなる、との理由から特別委員会修正案を支持する意見が出された。他方、①1%の発行税案は日本銀行の株主に非常な特典を与えるもので、むしろ保証発行限度を変更せず8500万円を超える発行高に年5%の制限外発行税を課したほうがよい、②課税率を1.5%に改める案もいろいろなものを含む保証発行高に対し同一税率を課するという点で厳密さに欠けるとし、政府の納付金案に賛成する意見が主張された。

しかし、議論はこれで尽き採決に入り、起立者多数で課税率を1.5%に改める修正案が可決され、次いで第3読会において同修正案を直ちに可決確定した。

衆議院の可決した「日本銀行納付金ニ関スル法律案」は31年12月24日に貴族院に送付された。同法案の貴族院における第1読会は12月27日に開かれ、まず松尾政府委員から、発行税方式では日本銀行がその目的達成上十分な働きができなくなるおそれがあるので、慎重に審議して欲しい旨の希望が表明されたが、特別委員会に付託審議させることに決した。また、後から衆議院より送付された「兌換銀行券条例中改正法律案」もこの特別委員会に付託することになった。

特別委員会は翌32年1月11日・14日と2月2日の3回開かれたが、既に第4回・第8回・第9回の帝国議会において審議を重ねてきた衆議院と異なり、貴族院では本格的審議を行うのは第8回帝国議会に次いで2度目にすぎなかったこと也有って、その質疑応答は活発であった。特別委員会における論議では、日本銀行が国家的機関としての責務を遂行するについてはなお拡張・改良を要する時に、いかなる方法によるものであれ課税することには賛成できないとする意見もないではなかった。また、日本銀行の整備を進めて金融社会の整理をさせたほうがよいとする時期尚早論もみられた。しかし、保証発行限度をさらに3500万円拡張することが前提となっている以上、課税やむなしとする意見が大勢を占め、課税方式として納付金がいいか、発行税がいいかという点に論議が集中した。

納付金方式については、日本銀行は利益に課税されることになるので法定積立金を最小限にし、株主に対する配当金などを多くする傾向が生じ、日本銀行の基

礎を弱化させるおそれはないかという懸念が表明された。一方、発行税方式については、発行税は日本銀行の利益の有無にかかわらず納めなければならないことになるので、穩当でないとする反対意見が出された。そのほか、松尾政府委員が、日本銀行としては発行税方式により納税して銀行券発行特権に対する義務を果たし、後は政府の干渉を受けず自由にやるのが一番望ましいであろうが、金融の疎通・民間資本の支援・金利水準の引下げといった目的を十分に達成できるかどうか疑問であると述べたことが注目されるが、活発な質疑応答の割に新味のある意見は少なかった。

結局、特別委員会は課税法案の前提となる保証発行限度の引上げを目的とする「兌換銀行券条例中改正法律案」をまず可決し、課税法案の採決に入ったが、衆議院決定の法律案では課税率は 1.5 % とされていたのを 1 % に改める修正案が可決された。また、発行税方式を採用する以上「日本銀行納付金ニ関スル法律案」という表題は適当ではないという理由で、「日本銀行納税ニ関スル法律案」と改めることにした。

こうして特別委員会は終了し、2月6日の貴族院本会議で同委員会の審議結果が報告された後、直ちに課税法案の第2読会・第3読会に移り、さしたる質疑もなく賛成多数で特別委員会の決定どおり可決した。また、兌換銀行券条例中改正法案も読会を省略して可決された。

保証発行限度の引上げ・納税法の制定

以上のように、衆議院ならびに貴族院の議決は政府の意図した納付金制度を排して発行税制度を採用することにしたが、発行税率を衆議院は 1.5 %、貴族院は 1 % としたため、日本銀行課税法案の審議は貴族院から再び衆議院に移った。

明治32年2月8日、衆議院は本会議を開き、貴族院から回付された「日本銀行納税ニ関スル法律案」を審議した。その冒頭、近ごろ衆議院の議決した租税法案はいずれも貴族院で修正され、衆議院は直ちにこれに賛成してきたが、そのようなことでは衆議院の議決は軽率であるとの批判を免れないと発言する者があり、審議の前途多難を思わしめるものがあった。果たして、今や増税案につきいろいろ

ろと心を悩ましている時に、日本銀行にのみ寛大な議決をなすべき理由はなく、もっと課税する余地があるようにみられるので、慎重に調査するため議決を延期すべきであるとの提案がなされ、採決の結果延長と決まった。

2月17日の第2回目の衆議院における審議では、貴族院修正案に賛成の意見もかなり有力であったが、田口卯吉議員は次のように演説してそうした空気を打破した。すなわち、発行税制度にはかねてから反対してきたが、貴族院修正案は日本銀行に非常な恩典を与えるものであって、一般国民に非常な税金をかけようというこの時期に、この修正案が衆議院を通過するようなことがあれば「議会の体面に関し、国民の信用を失ふ」ことになる。衆議院は貴族院修正案に断然反対し、以前の決議を押し通して両院協議会でまとまらなければ、両院の案双方を廃案にしてしまうべきである。課税法案を廃案にしたならば、同法案と関連する保証発行限度引上げ法案も廃案とするように政府に建議したらよい、と述べたのである。⁽¹⁹⁾こうして、記名投票の結果、貴族院修正案に賛成94票、反対100票で同案は否決され、貴衆両院協議会を開くことになった。

2月21日、第1回の両院協議会が開かれたが、貴衆両院の協議委員（それぞれ10名ずつ）は互いに主張するところがあつて容易に結論に達しなかった。そこで、双方の協議委員から3名ずつの特別委員を出し、相互に譲歩協定することにして協議した結果、課税率を1.5%と1%の中間を取って1.25%にすることに決した。2月22日の第2回両院協議会においては、まず特別委員の協議結果が報告され、採決の結果、1.25%案が可決されたのに統いて、法律名を「日本銀行納税ニ関スル法律案」と改める件も可決された。翌2月23日、衆議院は本会議を開き、両院協議会の結果報告のあと同報告どおりに可決し、即日、日本銀行納税法案成立の旨を貴族院に通告した。貴族院も2月24日に本会議を開き、両院協議会の結果どおり可決した。

このようにして明治32年3月10日、法律第55号をもって「兌換銀行券条例中改正法律」が、法律第56号をもって「日本銀行納税ニ関スル法律」が公布され、長年月にわたって紛糾を続けてきた日本銀行課税問題もようやくにして一応の終止符を打った。

政府としては保証発行限度拡張額に対する課税方式を排し、田口卯吉の主張した本行純益金に対する課税案と実質的には同じ納付金制度を採用しようとしたのであったが、帝国議会では、日本銀行の利益は銀行券の保証発行のみによって生ずるものではなく、資本金・積立金等の運用によっても生ずるものであるから、国家から付与された兌換銀行券保証発行限度に対してのみ課税することが至当であるとし、さらに納付金制度は中央銀行がその使命を適切に遂行することを経理面から妨げるおそれがあるとして、納付金制度を否定したことは注目に値する。もっとも、政府はその後も保証発行限度拡張の議論があるたびに、保証発行の特権付与は政府出資とみなすことができるし、発行税制度は金利高騰を招くおそれがあるとして、日本銀行納税法改正の機をうかがっていた。議会に提出するまでには至らなかったものの、明治38年、40年、43年の3回にわたり納付金に関する法律案を作成していたことは見逃してはならない。

また、発行税制度が採用され、本行の望んでいた方向に沿う結果になったとはいえ、新たに拡張される保証発行限度3500万円のうち実際発行高に対し課税すべしという本行の主張からすれば、かなりの後退・譲歩を余儀なくされたと見られないこともない。後に述べる「ストライキ組は山本の政治力が足りないから、発行税などを賦課されるやうになつたのだ。税率も千分の十二半くらゐなら、初めから手放して傍観してみても出来る」と山本総裁を批判していたといわれる。⁽²⁰⁾確かに、本行の主張した方式と比べれば保証発行限度全体を対象とする納税法は、課税率は低いものの本行にとっての負担は軽いとはいえない。加えて、従来の保証発行限度8500万円については特権と義務とは均衡していると主張し、自らもそう信じていたとすれば、前述のような内容の納税法の公布は本行に対し多かれ少なかれ衝撃を与えたのではないかと思われる。しかし重要なことは、課税論議の洗礼を受けることにより中央銀行の使命、中央銀行の在るべき姿について改めて深く考察する機会を与えられ、これを通じて本行が中央銀行意識を一段と高め、中央銀行の責務遂行に一層尽力するに至ったことであろう。先に述べた明治30年6月の金融政策の転換は、その具体的表れの一つであったといえる。

(1) 「銀行通信録」第157号、明治31年12月（前掲『日本金融史資料』明治大正編第6巻、

2. 日本銀行課税問題

- 昭和32年、所収) 902ページ。
- (2) 『東洋経済新報』第76号(明治30年12月25日) 雜報「松方伯の財政意見」35ページ。
 - (3) 前掲「銀行通信録」第157号、898~899ページ。
 - (4) 『東洋経済新報』第108号(明治31年11月25日) 37ページ。
 - (5) 上掲誌第109号(明治31年12月5日) 28~29ページ。
 - (6) 上掲誌第110号(明治31年12月15日) 雜報「保証準備兌換券発行制限拡張に関する大坂商業会議所の意見書」35ページ。
 - (7) 前掲「銀行通信録」第157号、903ページ。大阪商業会議所の意見書は上掲『東洋経済新報』第110号、36ページに収録されている。
 - (8) 前掲「銀行通信録」第157号、903ページ。
 - (9) 山本達雄先生伝記編纂会『山本達雄』同会、昭和26年、236ページ。
 - (10) 「銀行通信録」第158号、明治32年1月(前掲『日本金融史資料』明治大正編第6巻所収) 914~916ページを参照。
 - (11) 明治32年1月11日の貴族院特別委員会における松尾臣善政府委員の発言(前掲『日本金融史資料』明治大正編第14巻所収) 605~606ページ。
 - (12) 前掲『山本達雄』237ページ。
 - (13) 明治32年1月14日の貴族院特別委員会における田中源太郎議員の発言(前掲『日本金融史資料』明治大正編第14巻所収) 612ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
 - (14) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
 - (15) 吉野俊彦『歴代日本銀行総裁論』毎日新聞社、昭和51年、80ページ。
 - (16) 前掲「銀行通信録」第158号、921ページ。
 - (17) 明治31年12月23日の衆議院委員会における松尾臣善政府委員の発言(前掲『日本金融史資料』明治大正編第14巻所収) 559ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
 - (18) 前掲『山本達雄』241~242ページ。
 - (19) 明治32年2月17日の衆議院本会議における田口卯吉議員の発言(前掲『日本金融史資料』明治大正編第14巻所収) 648~650ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
 - (20) 前掲『山本達雄』244ページ。